

信頼こそ、
私たちの資産。



信頼が支えるお客さまとの絆

～ お客さま本位の業務運営に関する取組状況について ～

アムンディ・ジャパン株式会社

第1号 2018年6月



代表取締役社長
ローラン・ベルティオ

アムンディは、資産運用会社としての「フィデューシャリー・デューティ（受託者責任）」を果たすための努力は特別なものではなく、日々の業務の中に組み込まれるべきものであると考えています。また、その実現には、単に厳格な手順に従うだけでなく、全ての役職員が強い信念を持って積極的に取組む姿勢が必要となります。

アムンディでは、この取組みを皆さまにご理解いただくため、私たちが「お客さま本位のビジネス」を実行するために実施している内容を、今後、定期的にご報告してまいります。2018年上半期の活動報告が初めての試みとなりますが、本レポートでは代表的な取組みを抜粋してご紹介いたします。

このレポートを通じて、アムンディの受託者責任へのコミットメントをご理解いただければ幸いです。

透明性を高めるために - お客さま視点での情報提供

アムンディ・ジャパンは、常にお客さま視点で交付目論見書、販売用資料の作成およびウェブサイト等での情報提供を行っています。同時に、異なる投資目的やプロフィール、ライフステージを考慮した資産運用のソリューション商品の提供に努めています。

- 情報をシンプルに、分かりやすく説明したデジタルコンテンツ

[プロテクトシリーズ](#)

[ダブルウォッチ](#)

[マーケット解説レポート](#)

[マーケット解説動画](#)

- 交付目論見書内に「マニフェスト」を提示
マニフェストでは、ファンドがどのようなニーズに対応し、どのようなソリューションを提供するのか。また、どのようなお客さまに適したファンドなのか等、アムンディのファンドに対する考え方を記載しています。（2018年7月から実施）

お客さまの声に積極的に耳を傾ける

「人生100年時代」の到来とともに、豊かな人生を安心して過ごすために退職後の金融資産をいかに確保するか、という問いは、全ての世代が関心を寄せる課題になっています。資産運用会社としてのアムンディの使命は、資産形成世代、退職者世代資産の取り崩しへの対応等、お客さまそれぞれの資産運用目的やニーズに合った適切なソリューション商品を提供することです。

アムンディ・ジャパンは、2018年上半期に40代～80代の13,000人を対象として、世代ごとに異なる生活実態や運用商品ニーズを確認するための大規模な調査を実施いたしました。その結果を踏まえて、今後、日本の投資家の皆さまへのソリューションとなる新商品を開発してまいります。

私たちは責任ある機関投資家であることをお約束します

責任投資はアムンディ・グループのDNAの根幹です。日本における責任投資を実践するため、アムンディ・ジャパンの運用本部はESGリサーチの専門チームを持ち、本社アムンディ・グループのコーポレートガバナンス及びESGリサーチチームや東京のファンドマネジャーと協力しています。

- 2017年6月のスチュワードシップ・コードの改訂に伴い、昨年9月アムンディ・スチュワードシップ・コードを更新しました。本年6月には初となる2017年のスチュワードシップレポートを発行し、アムンディの方針、活動および自己評価を説明しました。

[2017年度スチュワードシップレポート](#)

- アムンディ・ジャパンは、外部から招いた専門家を含む責任投資諮問委員会を設立し、5月8日、第1回目の委員会を開催、ESG活動についての評価を受けました。議決権行使結果に関する全開示情報は、2017年9月（2017年4～6月株主総会分）以降、四半期毎にウェブサイトを開示するほか、年度毎にスチュワードシップ・レポートで開示します。

[議決権行使結果](#)

お客さま本位のビジネスの実行はアムンディの使命

金融庁による顧客本位の業務運営に関する7つの原則*への適切な実施については、取締役会、エグゼクティブコミッティ、マネジメント委員会、コンプライアンス委員会およびアムンディの日々の業務活動を通じて定期的に議論され、見直されています。最も重要な点は、全ての役職員の信念とコミットメントです。4月には全社員が一同に集まり、7つの原則の重要性を再確認しました。

アムンディは今後ともお客さま本位のビジネスを最重要課題として、日々の業務に取り組んでまいります。

* 次頁をご参照ください。



本年4月13日に行われた全社ミーティングの様子

*** 顧客本位の業務運営に関する7つの原則**

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

【利益相反の適切な管理】

原則3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

【手数料等の明確化】

原則4. 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。